

第 1 1 回伊賀市総合計画審議会 議事録

開催日時	令和 3 年 3 月 8 日（月） 9:30～11:30
開催場所	伊賀市役所 5 階 会議室 501
出席委員	<p>乾 光哉（【 1 号委員】 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会）</p> <p>森野 廣榮（【 1 号委員】 伊賀市環境保全市民会議）</p> <p>小坂 元治（【 1 号委員】 一般社団法人伊賀上野観光協会）</p> <p>藤巻 恵（【 1 号委員】 伊賀市地域公共交通活性化再生協議会）</p> <p>加納 圭子（【 1 号委員】 教育行政評価委員会）</p> <p>服部 保之（【 1 号委員】 公益財団法人伊賀市文化都市協会）</p> <p>岩崎 恭彦（【 3 号委員】 三重大学人文学部）</p> <p>松山 隆治（【 5 号委員】 — ）</p> <p>澤野 政子（【 5 号委員】 — ）</p> <p>大北 薫（【 5 号委員】 — ）</p> <p>有馬 幸司（【 5 号委員】 — ）</p> <p>町野真由美（【 5 号委員】 — ）</p> <p>西口 真由（【 5 号委員】 — ）</p>
欠席委員	
議事日程	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事録署名人の指名について</p> <p>4 議事</p> <p>（1） 第 2 次伊賀市総合計画第 3 次基本計画（最終案）について</p> <p>（2） 伊賀市自治基本条例の見直し検討について</p> <p>5 その他</p>
議事概要	<p>1 開会</p> <p>（事務局）</p> <p>ただいまから、第 11 回伊賀市総合計画審議会を始めさせていただきます。事項に入る前に何点か、確認・報告をさせていただきます。</p> <p>★資料の確認</p> <p>資料の確認をさせていただきます。</p> <p>配付資料は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 検討経過 ・資料 2 第 3 次基本計画（最終案） ・資料 3 中間案から最終案への主な修正箇所 ・資料 4 住民自治協議会の答申意見対応一覧

- ・資料5 パブリックコメント等の意見対応一覧
- ・資料6 第9回総合計画審議会(2020/9/25)_委員意見対応一覧
- ・資料7 成果指標一覧
- ・資料8 施策とSDGsとの関連一覧
- ・資料9 人口ビジョン(案)
- ・資料10 自治基本条例について(会長講話資料)

事前郵送の資料1～9と資料10は先ほどお配りしたのでご確認いただきたい。

★感染症防止対策

本日は感染症予防のため、席が今までと変わっているのでご了承いただきたい。また、ご発言の際に、マイクを一回ずつ消毒させていただくのでご協力をお願いします。

★会議及び議事録公開の確認

本日の会議は運営規程により、会議を公開し、会議の傍聴を認めている。本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解をお願いします。

また、会議録についても公開させていただく。

★会議成立の確認

本日は、委員の半数以上の出席をいただいているので、会議は成立している。

それでは、お手元の事項に沿って進めさせていただく。

2. あいさつ

(事務局)

はじめに、岩崎会長よりあいさつをいただく。

－会長 あいさつ－

皆さんおはようございます。本日もよろしくお願いいいたします。本日は先生と生徒のような形で大変恐縮だが、議論はいつものように闊達にいただければと思う。事項を見ていただくと、本日は「第2次伊賀市総合計画第3次基本計画(最終案)について」、「伊賀市自治基本条例の見直し検討について」の2件が議題となっている。(1)の総合計画基本計画については、前回の審議会でパブリックコメントの意見や住民自治協議会からの答申意見についてご確認いただいた。本日はそれらの意見に対し、市としてどのような応答がされ、また反映されているかご覧いただき、最終案を当審議会で議論するのは最終回とさせていただきたい。自治基本条例の検討については、専門部会での議論を進めているところである。また、住民自治協議会からのアンケート結果などについてもご覧いただき、次回の審議会以降、本格的に審議していただきたいと考えている。本日はそれに先立つ形で、改めて、伊賀市にとって自治基本条例と

は何かということについて、私からお話をさせていただき、皆さんと認識を共有し、意見交換をさせていただければと思っているのでよろしくお願いいたします。

3. 議事録署名人の指名について

★議事録署名人の指名

(会長)

議事録署名人の指名は、本日は乾委員と西口委員にお願いしたいと思う。よろしくお願いいたします。

4. 議事

(1) 第2次伊賀市総合計画第3次計画(案)の策定について

(事務局)

【資料2 第3次基本計画(最終案)についての説明】

【資料3 中間案から最終案への主な修正箇所についての説明】

(会長)

総合計画第3次計画については複数回ご審議いただき、それに対しての市の対応についてご説明いただきしてきた。また前回、パブリックコメントや住民自治協議会からの答申についてご覧いただきながらご意見をいただいた。従来は、皆様からのパブコメに対しての意見について市としてどのように対応するのか、計画にどのように反映されるのか、されないのかについて、見通しの利きにくい資料での説明が多かったが、今回、最終的に見通しの利く形で資料をとりまとめていただいたと思う。本日の審議としては、これまでいただいたご意見やパブコメ、住民自治協議会からの意見について十分な検討や反映がされているか、もれがないか、についてチェックをしていただきたい。今後のスケジュールもあり、今回の審議会をもってぜひ最終案としてとりまとめを行いたい。本質的な変更を迫るようなご意見についてはこの場で検討させていただきたいと思うが、もう少し落ち着いた検討などが必要なご意見については答申への付帯意見という形で示し、市に対して投げ、市として今後引き続き検討を進めていただく形で、答申案をとりまとめたいと思う。では、只今ご説明いただいた資料について委員の皆様からご意見、ご質問等いただければと思う。

(委員)

資料3、11ページの49番について、総合計画73ページで食育推進計画を予定していただくということについては大変ありがたいが、資料6で回答として、小・中学校の給食において、農業的・畜産的な地産地消の観点から食育をと書かれており、健康推進という意味では赤ちゃんから高齢者までの食育なので、食生活の改善など「健康」ということを盛り込むためには、農業的な地産地消の分野だけで計画を作られると、本来「食育基本計画」と国や県が出している計画とは違ったものになるのではないかと。名張市や他の自治体が作

っているものをご覧になったか分からないが、一度勉強していただき、本来の目的である計画を作っていただけるように健康推進課と連携を取った形で、その中に農業の地産地消が入ってくることが当然だと思うので、そこをもう少し考えた計画にさせていただきたいと思う。

(事務局)

仰るように、農業の施策に限定されるものではなく、最終案の農業のところの記載にもあるように、教育委員会や福祉の健康づくりとも密接に関係する取り組みだと思うので、それぞれが連携しながらやっていくことは当然だと思っている。三つの施策のそれぞれのところに「食育」という言葉を盛り込んで書くのも一つの方法だが、連携を大前提としながら農業のところでまとめて書くことも一つのやり方だと思うので、今の話も踏まえ、何度も議論はしているが、もう一度庁内で改めて話をしたいと思う。

(事務局)

読み込み不足で申し訳なかったが、47 ページ、基本事業2「生活習慣病」の、糖尿病などの予防のところに食育のことが出てきている。健康づくり計画の中に食育の計画を盛り込んでいる自治体もあり、その辺りを参考にしながらになると思うが、伊賀市の場合、健康づくりの計画が今ない状況で、そこに盛り込むことができないので、どのような形で食育の計画を書いていくかを検討していかなければならない状況である。

(委員)

せっかく作っていただくので、やはりきちんとした良い計画を作ってほしいと、私たち健康に携わっている者は思うので、ぜひとも、健康推進課と連携してきちんとした計画を作っていただきたい、ということだけ最後をお願いしておきたいと思う。

(会長)

重要なご指摘だと思うので、ご検討いただきたい。計画への反映のさせ方としては、他分野との連携が必要であることは認識しつつも、主たる担当課を明確にするという形も計画の記載の仕方としては重要で、今の計画の作り方としてはそういう形かと思うが、他部局との連携の仕方として「食育」という言葉が入っていれば十分なのか、あるいは関連計画のところに明記する必要性があるのか、については、また引き取ってご検討いただくことになると思うので、改めてご審議いただければと思う。

(委員)

最終案を読ませていただき、表現などを非常に分かりやすくしていただいて、本当にありがとうございました。その上で、二点。一つめ、令和3年度からの4年間の計画の中で、第2次計画の最後に発生したコロナウイルスのように、今後も不測の事態が発生するかもしれない。そのときに、例えば指標や項目を柔軟に見直せるような何らかの言及を頭のほうでしておいたほうが良いのではないかと。第3次計画のテーマと、資料2の30、31ページ、あるいはその次の第2次計画からの改善点、特に4番の進行管理のところで、随時指標や施策を見直すことができるということを一言書いておくと、今後の計画の進め方により実効性が備わってくるかと思う。特にコロナウイルス関係で、資料2の17ページに第2次計

画の実績が上がっており、第3次計画の中では、30ページ「計画のテーマ」の「市政のバージョンアップ」のところで、「COVID-19の感染拡大で明らかになった課題等に的確に対応できるよう、柔軟かつ的確な行政を進める」とあり、具体的な取り組みについては、施策の医療のところと落とし込んで整理の仕方をされているが、本当にそれだけで良いのか。医療だけでなく社会全般にわたる話なので、この第3次計画の中で、コロナのような大きいテーマに対して横断的に取り組みを進めるということについて、もう少し記述を膨らませても良いかと感じた。もう一点、資料7で、それぞれの指標の説明を事細かにつけてあり、非常に分かりやすくなっている。例えば、3ページの下から3行目、「図書館活動」という基本事業の指標が4～5倍ぐらいの数字の拡大になっていて、これだけ増やして大丈夫かというところを、このように算出した数字であると具体的に書いてある。ここまでの記述ができるのであれば、特に現状値と目標値で目標値が下がっているものについて、マイナスになっているのは、大きくマイナスになるところを、基本事業を色々やることによって少ないマイナスに止めるという説明も、せつかくこの説明の欄があるのであれば、書いておいたほうが、後々この計画を目にした方がより理解しやすいと考える。本文中に書こうとすると記述を削ぎ落とさないとなかなか収まらないが、巻末に資料を作っていたので、なぜこの数字になっているのかを詳しく書いていただけるとありがたい。

(事務局)

一つめの、最終案資料2の33ページ、進行管理のところ。委員から意見があったように、コロナのような社会が大きく揺るがされる事態が起こったときには、柔軟な対応が当然必要だと思う。この計画自体が市議会の議決案件でもあるので臨機応変な対応はなかなか難しいが、全体的に計画を見直さなければならないことが起こったときのことを想定した書きぶりは考えたいと思う。コロナの関係で、課題等に対応できるようにというところについては全庁的にも大きな課題だったので、それぞれの施策ごとに、医療や福祉や危機管理だけでなく、他の分野でもコロナのことを踏まえた書きぶりにしていこうということで、情報化のところも大きく見直しをしてきたが、改めてその辺りをしっかり見ていきたいと思う。図書館のところは、きちんと指標の説明を資料7でもしている。前回の審議会でも、図書館の指標について入館者数を上昇させるという指標を置いたときに、人口が減っていく中で本当に入館者を増やすことができるのか、人口が減っていくことを想定した指標にすべきではないかというご意見もいただいた。そのようなことを踏まえ、改めて教育委員会でも整理をし、新しい図書館ができたときの計画を前提にしながら、もう一度目標値を見直したいということで上昇したものに替えている。このように、個別の指標を計画本体では短く書くことにしたので、添付資料で具体的に詳細を書けるようになり、これから毎年追いかけていくときに、行政の担当者も変わっていくので、この指標の説明を見れば何を追いかけていたのがきちんと分かるようにしていきたいと思う。

(会長)

一つめのご意見は、全くその通りだと思う。伝統的な総合計画のイメージからすると、

事務局からご説明いただいたように、議決事項でもあり、柔軟な見直しをそもそも予定していない計画であるが、そのような行政のあり方を根本から見直そうということがコロナであるという委員のご指摘だと思うので、ぜひ、その点も踏まえてご検討いただき、記載のあり方について、さらに詰めていただければと思う。

(委員)

このように計画が最終成案化され、答申を受けて市で発行されたときに、概要版を作る考えはあるか。

(事務局)

そのつもりで、想定している。

(委員)

個人の意見になるが、2次から3次にどのように変わったのかを考えたときに、ビジュアル的なものが大事だという視点と同時に、社会の目的をきちんと持った施策推進という意味では、SDGs や Society5.0 が入った。さらには、COVID の問題もあり、色々盛り込んでいく中で、伊賀が最も軸としていたガバナンスの視点が最後の最後に追いやられている気がしてならない。元来、まちづくりは協働の作業だと思う。計画のテーマの1つに「オール伊賀市」とあり、「経済、社会、環境をめぐる様々な課題を解決するために、自治協をはじめとする多様な主体との連携」、それから「誰一人取り残さない」社会包摂、ソーシャル・インクルージョンも考えてやろうということを計画のテーマに据えていることを冒頭部分で書いているが、ずっと読んでいくとその辺りが見えてこない。これは行政の計画なので当たり前だと言われたらそれまでだが。何が言いたいかというと、行政がこれだけの方針を立てたことを理解いただいて、より効果的な推進をするには、住民の参画が不可欠な分野は多いと思う。行政担当でやる分野も、もちろんある。施策に書いていただいたことは、ある程度の住民ニーズを反映するべく生まれた政策だとは思いますが、一緒に進める視点が大事だと最初に言っているのであれば、本来、この施策に関連する課や共に行う団体の記述があっても良かったと、私は思う。1本1本にである。固有名詞は避けても、例えば「福祉団体」や「住民自治協」と書くなど。それにより、よりリアリティが出て住民の参画意識が深まると思う。行政のこの書き方の進め方としては、第2次から第3次に激変が許されないとするならばこれで良いのだろうが、どこで救済するかを考えた場合、例えば概要版を作るのならば、そこに、例えば個々の施策に対して、住民がこのような関わりを持つことを基本としていて、それによってこのような気づきがあり、このような地域の良さを感じるだろう、など、リアリティがあるフローをきちんと示して、住民がその土俵に乗りやすい導きをしたほうが。逆に言えば、それをしないと、行政が作って、2次が3次になっただけなら、私たち委員もこの取り組みも虚しい。これだけ時間をかけて、色々な視点で、色々なものを考えてこられた集積であり、原課の方々もそれぞれに従来の事業を振り返り、新しいこともされようということの証だと思う。それを効果的なものにするために、住民参画をどのようにするかを最終概要版で。住民は、個々ではなく、企業や団体も含まれる。それらがまちづくりに参加することで、例えば、観光ならば、この団体がすること

で、このような気づきやメリットがあって、それらの積み重ねで観光のまちになり、観光と産業と行政と文化が一緒になって、最終的に住みよいまちづくりがあり、そのサイクルが持続可能なまちづくりなのだということを、多分フローとして皆さんは描いていると思うが、住民はそこまで意識が行くような気づきを与えられていないと思う。話を戻すが、いわゆる自治とは何か、ガバナンスの視点で概要版を作ることを考えていただきたらと思う。

(事務局)

委員のご指摘の通りだと思う。第3次計画の前の第2次計画のときから、今回の総合計画のあり方を大きく見直したつもりである。というのは、仰るように、行政だけの計画ではなく、市民と一緒にこのまちを作っていく計画にしていこうということが、現行の第2次計画を作ったときの大きなテーマだったかと思う。今回の計画についても、それを引き継ぎつつも、総仕上げの計画という位置づけなので、「オール伊賀」でこのまちを作っていくことを謳っていこうということが三つめに書いてあるが、最終ゴールのようなイメージで、三つめが最後の理想の姿だという形で記載しているつもりである。それぞれ施策ごとに見ていただくと、例えば42、43ページの地域共生社会のところでは、全体の施策は行政だけでなく皆で進めていくということを書きつつ、右上のところでは、それぞれ市民、地域、行政は何をしなければいけないのかということを書いている。役割を明確にした上で、特に役所が中心になると思うが、どのような事業に取り組んでいくのかを、基本事業として掲載していくイメージかと思っており、個人個人の市民もだが、色々な企業、団体にも主体的に参画していただく意味では、例えば地域共生社会であれば、社協のような団体をイメージしていたり、あるいは、産業のところであれば、商工業3の5、「商工業・産業立地」の「市民（団体）」のところに想定されているのは市民で、個人個人が地元の物を積極的に買うことを個人の役割として明記し、企業にはこういうところ、商工会議所や商工会にはこういうところ、という形で記載をさせていただいたり、「観光」のところは観光協会を、文化振興では、6-3「文化・芸術」のところで文化都市協会を想定した記載をするなどしている。ただ、役所の中でも市民にとってもだが、どちらかという、役所の取り組みを進めていくための計画だろうと思われがちなところもあるので、その辺りは時間をかけながら、皆さんにもご理解いただける形で進めていきたいと思っている。

(会長)

行政計画のあり方として今回このような形になったことを、決して否定されているわけではないと思う。ただ、市民の皆さんと作っていくまちづくりの計画として、市民にとってストーリーがないと、自分がどのような役割を持ち、どう関わると、それがどのようにつながっていくのかが見えにくいと仰っていて、それをどのような形で示すかという、概要版は市民の皆さんに手に取っていただきやすい資料なので、単に総合計画本冊の縮刷版ではなく工夫のしどころがあるだろう、というご意見だと思う。その通りだと思うので、ご意見の趣旨をくみ取っていただき、ぜひご検討いただければと思う。

(委員)

表記の仕方が西暦と元号を併記する形になっているが、本冊、最終案の42ページの欄外「地域包括ケアシステム」の「2025（平成37年）」は「2025（令和7年）」に直したほうが良いと思う。143ページの最後、「新しい時代の流れを力にする」の5行目、「このため、伊賀市においても2040年に向けて」とあり、「（令和22年）」が抜けている。137ページには、「2040年（令和22年）」とあるのでつけたほうが良い。全部は見えていないが、恐らくそのような形であると思う。27ページのSDGsのところには、2015年から2030年までの部分を書いてあり、これも統一するのであれば元号を入れても良いかと思うが、国連のことなので、わざわざ入れる必要もないかとも思うが、統一するならば、統一していただければと思う。

（事務局）

直ささせていただく。もう一つ、新型コロナウイルスのことを、正確な名前のほうが良いかと「COVID-19」と記載を統一しているが、一番イメージしやすい言葉なのかどうか、もう一度精査したい。「新型コロナウイルス」と書いたほうが良いのか、事務局でも悩んでいるところである。その辺りは最後の計画を作っていくときに、言葉の認知度も含めて整理していきたいと思っているので、よろしく願いたい。

（会長）

大変丁寧に読み込んでいただき、ありがとうございます。他にいかがか。

（事務局）

先ほどの説明では詳しく述べなかったが、人口ビジョンの案も「資料9」として、お渡しさせていただいている。資料2の本冊もそうだが、先ほど竹森からも話が出ていたと思うが、人口の推移を前まで国調をベースにして、ここまでの推移と将来的な推計を総合計画の冒頭に書いていたが、人口ビジョンも同じような書き方をしていた。4ページを見ていただくと、前までは、国勢調査をベースにして人口ビジョンを組み立てていて、今回も10月に国調があり、速報が半年後ぐらいに出るという想定もあったので、ここを国勢調査の数字、表を置いていても、最終的に計画を作るときには今の10月の国勢調査の状況を反映できると思っていた。しかし、コロナのことなどがあり、国調のデータが出るのが遅くなるというニュースも入ってきており、平成27年の実数値が最新値では計画を作るときの分析としてかなり古いデータになってしまう。特に、4ページの下の方を見ていただくと、これは住民基本台帳をベースに変えたのだが、平成27年で94,847人となっている。5年後の今90,097人と、5,000人ほどの人口減がある中で、平成27年が実数値の最新値ではなかなかしんどいこともあり、国勢調査の数字をベースにしないと載せられないような細かなデータなどは、国勢調査のものをそのまま人口ビジョンでも使っているが、住民基本台帳でも置けるところについては、住民基本台帳に置き換えていくと最新の人口データが見られるので、置き換えをさせていただいた。その結果、ある程度最新値で載せられているかと思う。特に、合併後の伊賀市の状況だが、ここ15年間の人口の動き、総人口が103,000人ほどいたのに今は90,000人になっている、あるいは、5ページの下のところ、0歳～14歳が13,000人ぐらいたのに今は10,000人を切っている、生産年齢人口、働く世代が

64,500人いたのが50,000人にまで減っている、反対に、高齢者は25,000人ほどだったのが30,000人ぐらいにまで増えている、そうなりながらも、全人口は減っている状況が見て取れるかと思う。その辺りの実数値を住民基本台帳で置いたが、住民基本台帳ベースでは将来推計は出しづらいので、推計としては、もう少し後半のところ国勢調査のデータをベースにしなが、将来の推計値を見ていくという書き方に変えていることをご了解いただきたいと思う。

(会長)

只今説明があったことも含め、ご意見・ご質問等あれば、お願いしたい。いかがか。

(委員)

最終段階でこのような話をするのはと思うが、観光関係で観光協会という立場から言うと、3-1では忍者をメインに記載されており、芭蕉については6-3の「文化・芸術」で芭蕉翁顕彰という形になっているが、市としては、観光は忍者一本で行くのか。芭蕉を目当てというわけではないが、俳句をしに伊賀に来る方もおり、平日リタイアした方などをターゲットにしても面白いのではないかと感じているところである。芭蕉を入れ込むことは難しいかもしれないが。天神祭もユネスコの登録を受けているにもかかわらず、どこにも出てこないのが寂しい。先ほど委員が言ったようなグランドデザイン的な、文化、芸術、観光というつながりが途切れている感じがするので、その辺りを考えていただきたい。もう一点、「教育環境」で、GIGA スクールの関係が出てきているが、令和2年度で生徒一人一台パソコンが整備されるということだが、学校マニフェストのところにも「学力の向上に努めます」の前に、先生方のパソコンのリテラシーというか、使い方がしっかりできないと教育に使用できないのではないかと危惧しているので、文章で付け加えていただけたらと感じている。

(事務局)

まず3-1「観光」、70、71 ページ。中間案のときにも、この審議会でもご意見をいただいたかと思うが、市としては、観光は決して忍者オンリーと考えているわけではなく、ここにも書いてあるように、忍者は切り口、入口だと考えている中で、当然、他にも潜在的なポテンシャルは色々あり、芭蕉も上野天神祭りもそうであると思う。その辺りも含め、固有名詞があったほうがイメージしやすく、できるだけ入れていきたいと思っているので、もう一度、どのような形で入れられるかも含めて考えたいと思う。漠然とした言葉ばかり並んでいてもイメージがつかめないと思うので、具体的なコンテンツが言葉として載っていたほうがより分かりやすいということもあるので、もう一度整理はしたいと思っているし、特に文化や文化財の辺りが、これから観光の大きな魅力になっていくと言われているので、その辺りも踏まえた形で。施策としては、文化振興は企画で今やっていて、文化財の担当は教育委員会で、観光は産業と、部局もまたがっているが、それぞれの取り組みに関して連携するのは当然だと思うので、その辺りをどのように書いていくか、どのように取り組みを進めていくかということかと思う。それから、教育のところ。今まで「教育環境」というと100、101 ページにGIGA スクール構想のことを書いていたが、環境整備

としてのタブレットについては、今年度コロナで急ぎよ前倒しのできることもあるので、GIGA スクール構想については、5-3「学校教育」のところに入れ込むように修正した。確かに、先生のスキルを上げていかなければいけないという話が、基本事業1の学校マニフェストの最後の2行のところ、「確かな学力の保障については、児童生徒一人一台のタブレット端末等のICT機器を有効に活用し、一人ひとりの個性に応じた教育を一層推進し、学力の向上に努めます」という記載で、そこまで読み取れる書き方になっているのか、もう一度、教育委員会とも話をしたいと思う。第4章の「まち・ひと・しごと創生」のところ、地方創生の取り組みを第4章に掲げているが、133ページ以降、タイトルにもあるように、「横断的な取り組み」をここにまとめていく。それが地方創生だと伊賀市の場合では置いているが、特に今のご指摘は、4つ目の142ページ、魅力を高めて、にぎわい、交流を生み出していくというところで、横断的な取り組みという形で再編成するイメージで書いている、そのような状況である。

(委員)

GIGA スクールの件は課題には書かれているが、マニフェストのところとそれにつながっていているのか、という質問である。今、学校の先生たちは教育されていると思うが。

(事務局)

先生が使えなければ、きちんと進んでいかないと思うので、それは大前提だと思う。

(委員)

それで内容的には良いのだが。

(事務局)

それできちんと進めなければいけないと。ありがとうございます。

(委員)

5-1「人権尊重・非核平和」で、男女共同参画を基本事業として挙げてある。その成果指標として、女性の登用率を30%に上げるとしていただいている。やはり女性であると区別されることが、現状の中でも色々出てきている。そのように区別することがなくなる世の中にしていかなければならないということで、ここで男女共同参画と新たにに入れていただいたことはとても良いことだと思うが、やはり、子どもが自然に男の子も女の子も区別なくできる社会を作っていくためには幼児教育が必要になってくると思うので、学校教育の中に男女共同参画の勉強を入れていただいたらどうか。それが、これから子どもたちに必要なことではないかと思うので、できれば入れていただき、教育の一環として、していただければ良いと思う。

(事務局)

今回、この計画を作るのに、施策数を絞るということもした。男女共同参画のところは、基本事業という位置づけで取り組みを進めていこうということで、具体的なことは、男女共同参画の計画などで進めていくと思う。今仰ったように、小さいときからの教育はとても大事であると思う。5-3の「学校教育」の施策のところ、98、99ページを見ていただくと、この基本事業で「学校マニフェスト」と書かせていただいております、伊賀市の学校

マニフェストは、人権とキャリア教育と学力の三本柱で進めている。前の計画まではそれぞれを基本事業に置き、取り組みを進めていたが、「学校マニフェスト」という形で掲げれば一つの取り組みとして一体的にできるのではないかということで、今回は基本事業としては集約化している。今言っていたような男女共同の人権的な感覚のことにについても、学校マニフェストの三本柱の一つの中でしっかりと取り組みを進めていかなければいけないと思うので、個別にここでそれを明記するのか、三本柱の中にそれが入っているのかという整理は改めてしたいと思うが、おそらく「人権・同和教育の充実」の中でやっていかなければならないことかと思っている。

(委員)

内容というよりは、デザイン的な話なので、的を射ていないかもしれないが、目次についてお伺いしたいのだが、例えば、「3. 社会経済情勢の変化」の「(1) 人口の推移」だと、文字数がかなり少なく、そこからずっと点線を追ってページ数が書かれている。18、18とか、「今後の課題」だと26が3個あつたりするので、結構見にくい。私たちもそうだし、やはり追っていくのが大変なご年齢の方も出てくるかもしれないので、もう少し見やすくできないのかというのが一点。あとは、下の方に「1. 健康・福祉」だけあり、右ページに「2. 生活・環境」、この分かれ方も少し気になるのと、「第4章 横断的な取り組み」の「3. さらなる『まち・ひと・しごと創生』の推進」の「(2) 具体的な取組」の下に、なぜ基本目標が四つ、ここに載っているのかというのも、少し気になる。ここは、すぐ必要な部分なのか何なのかと。その次のページ、巻末資料が、またこれは別で4ページ目が作られるのかと。せっかく見やすさを求めているのに、最初の出だしで躓いてしまうのではないかと、感覚として感じた。もし変えていただけるのであれば、若い人も高齢の方も、皆が見やすくなるようにしていただけたらと思った。

(事務局)

仰る通りである。本当は、目次は見開きで見られたほうが良いと大前提として思っていた。目次にどこまで載せていくかということは、事務局の中でも随分話し合いをしている。実は、今の計画は見開きではなく1ページで目次が書かれているが、新しい計画案でいうと括弧書きのものは全部省いていて、第1章の1、2、3、4の次は第2章となっている。括弧書きの「(1) 人口の推移」や「(2) 就業人口の推移」などを見たいときに探せないジレンマもあり、できれば、このページを見ればパッと次に行けるように、きちんと目次らしくしたいということがあって、そうしたつもりでいる。ただ、タイトルもシンプルにしたので、見出しとページ数の間がぐっと空いていて、追いかけていくときにずれると違うページへ行ったりすると思うので、例えば太字にする、線を入れるなど、何か工夫できると思う。すぐページを見たいときに何ページと分かるようにしたいと思うのと、ベースは括弧数字のところまでを載せたいと思いつつも、分野のところはそれぞれ施策名だけは載せたいなどと欲張った部分もあり、「まち・ひと・しごと創生」のところも、基本目標がなければ「(2) 具体的な取組」と書くだけとなり、それで分かるか、などと、色々悩んだのだが。確かに、3ページにわたっている時点で見づらいし、字のフォントも小さくしす

ぎるといけないし、ぐちゃぐちゃしすぎるのもだめだと思うし、かといって、あまり載せていないと目次の意味をなさないのもう一度改めて作ってみたいと思う。

(会長)

私から一点。まず、一般論と個別具体的な話を関連してさせていただきたいのだが、32ページをご覧いただくと、総合計画の体系図が示されている。一つの政策に複数の施策がぶら下がり、さらに一つの施策に複数の基本事業、事務事業が、という形で、これによって、事務事業の体系性、総合性を確保していくことが総合計画の本来のあり方だということが示されている。今回、総合計画策定に当たり、基本事業の大幅な見直しをかけていただいた上で、二〜四つぐらいに絞られてきたかと思っている。数で良い悪いを判断するわけではないが、例えば二つぐらいになっているものについて、他の施策と統合した上で、さらに総合調整を図ったほうがより有効、適切なものもあるかもしれないと思うので、かなり絞られてきたものについては、他の施策との統合がありえないかどうかについて、改めてご確認いただくと良いというのが、一般論である。個別具体的なところでは、130、131ページ、「行政マネジメント」として、これも統合を図っていただいた上で、基本事業が一つという形になってしまっている。これは、総合計画としては見栄えが悪だけでなく、総合調整の結果としてもあまり適切ではないと思うので、少し整理を図っていただくと良いかと思う。要は、総合計画の進行管理のことが書いてあるので、あえて事業化するものでもないかもしれない。その点も含め、ご検討いただきたい。

(委員)

先ほどの目次について、括弧書きのところを段落としにするとか、字を一つ小さくすれば見やすいのではないか。あとは、例えば「3. 社会経済情勢の変化」が18で始まって、次も同じように18で始まるが、この18〜24の字をもう一つ小さな字に落とす。それと、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)についても小さな字にして、少し右へ振ったら、もう少し見やすくなるのではないか。

(会長)

ぜひ検討させていただく。今回がこの総合計画、基本計画の審議としては最終回だが、まだ、ご意見いただく時間的な余裕があるので、3月12日(金)までに、事務局にご連絡いただければ、それを検討し、答申案あるいは答申案の付帯意見の内容に加えるかどうかを検討させていただきたいと思う。次回の審議会は、3月29日(月)の午後2時からを予定している。この場で最終案の答申となる。答申案は、私と事務局とのやり取りで作成させていただく。付帯意見についても、本日のご意見・ご発言、また3月12日までに寄せていただくご意見を踏まえ作成いただくが、文言などについてはご一任いただきたい。作成した答申案とその付帯意見の案については、29日の事前にご覧いただくということで、委員の皆様にもメールで3月29日の答申手交の前にご覧いただく手はずを取りたいと思う。そこでお気づきの点などあれば、ぜひご確認、ご意見をいただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

(2) 伊賀市自治基本条例の見直し検討について

(会長)

続く議題は、「伊賀市自治基本条例の見直し検討について」。これについては、皆様に設置を認めていただいた専門部会で市と協議を進めてきた。住民自治協議会のアンケート結果については前回資料提示があったと思う。次回の審議会以降、総合計画については本日一段落したので、自治基本条例の見直し検討について、本格的な検討を進めていきたいと思う。今回はそれに先立って、私から自治基本条例の総論的な話をさせていただき、今後の検討の縁としていただければと思う。当日資料になったが、資料10をご覧ください。これに沿ってまずお話をさせていただきたいと思う。自治基本条例とは何かということ、伊賀市にとって自治基本条例とは何かということについて、大きくお話をさせていただく。

【資料10 自治基本条例について（会長講話資料）の説明】

(会長)

「はじめに」をご覧ください。自治基本条例って何か、総合計画の時もそうでしたが、自治基本条例とはこういう条例のことを指すということについて、法律などで定義があるわけではありません。ですので、何を自治基本条例と言うか、どういうものを定めるものを自治基本条例と言うのか、どれくらいの具体性をもって定めるものを自治基本条例と言うのか、それ自体が重要な課題だと言うことができます。さしあたってここでは自治体運営の基本的事項を定める条例を自治基本条例と呼んでおきたいと思います。そうした自治基本条例の主な規定内容となりますのは、今、伊賀市の自治基本条例も同様なのですが、自治に携わる各主体に係る規定、自治体運営と住民との関係に係る規定、自治体行政の内部運営に係る規定、こういうものが多く定められている傾向があります。自治体運営の基本的事項を定める、それが自治基本条例だと冒頭で申しましたが、憲法や地方自治法も自治体運営の基本的事項を定めたルールだと言うことが出来ます。ただ、憲法や地方自治法は、実はその「主な規定内容」の中黒の二つ目ですね、自治体と住民との関係に係る規定については、そんなに詳しく定められているわけではないということを背景にして、多くの自治基本条例では、特に、自治体運営と住民との関係に係る規定を重点的に規定する、そういう傾向も見取れます。続く1番、ご覧ください。「自治基本条例の性格」ということです。自治基本条例を制定する目的、どのような目的があるか、と言うと、①と②は主として自治体の憲法を表号する自治基本条例を制定する目的、それが①、②にあると思います。第一には、「自治体の今後のあり方についてグランド・デザインを自ら描く」、そして第二には、「他の条例制定を含む個別の施策の展開に体系性を与える」、これらが自治体の憲法を表号する自治基本条例を制定する目的として掲げられる。そして内容面では①に、グランド・デザインを国から押し付けられるということではなくて、自ら描く、それが自治基本条例だということと関わって、内容面では、住民参加、住民との協働という理念や仕組みを定め、それが自治基本条例だということは始めにも申しました

通りです。「2) 規定内容の具体性」をご覧ください。具体性には様々な具体性があるということは、これも冒頭で申しましたが、第一には①-aとして「抽象的な理念や責務のみを規定するもの」、こういう自治基本条例もございます。さらに、そうした理念や責務を具体的な制度を想定した上で定めながら、その理念や責務を具体的に実現するための制度自体については自治基本条例の中に定めずに、他の条例に委ねるものがございます。この①-a、bを合わせて、広い意味で理念条例と呼んでいます。他方で、②のように「具体的な制度自体を自治基本条例の中で設定する」、そういう自治基本条例もございます。これは後ほどお話をさせていただきますが、伊賀市の自治基本条例はどうか、というと、そもそもにおいて①-bを念頭に置きながら制定されたのが伊賀市の自治基本条例だというふうに考えられます。ただ、他方で特に自治組織に関する部分については②に近い、具体的な制度自体が自治組織に関しては、自治基本条例の中で設定されているし、また、他の条例への委ね方も、やや、言葉は悪いのですが、中途半端な部分があって、国の地方自治法などに定めがあるもの、他の条例に定めがあるもの、と、自治基本条例の理念などが重複しているというような部分も、これまで認められてきたかなというふうに思います。3)番、ご覧ください。自治基本条例を並の条例ではなくて、基本条例として定めることの意義ですが、第一には住民参加がきちんと手続的に保障されるというようなことにあります。これは自治基本条例でしっかり定める、具体的な手続や制度を定める場合もそうですし、自治基本条例に理念や原則を掲げ、他方、具体的な手続や制度については他の条例で定めるという場合も当てはまります。後者の場合、他の条例で具体的な手続や制度については定めようというような場合には、自治基本条例に定められた理念が理念倒れになっていないかどうか、ちゃんと他の条例できちんと具体的な制度や手続が保障されているかどうか、そうしたことについて、しっかりと検証していただくということが重要になってくると思います。また、自治基本条例を定めることの機能的な意味としましては、②や③が挙げられると思います。目指すべき自治のあり方や地域社会の姿について明確にする、主として、市の行政と市民の方々対話するとき、どういう社会像を念頭に置きながら対話をするのかということについての共通理解を作っていくというときに、それが自治基本条例で定められるということが重要な意味を持ちます。また、③番、今度、行政と議会との対話ですけれども、これ自治基本条例に定められていることですよってということが明確になっていけば、無用な衝突や混乱は生じにくいということが挙げられます。さらに、④番、「制度的安定性」ということが挙げられると思います。一般には基本条例の改正というのは、そうそう簡単には行うべきではないというような理解がその前提として存在しているように思いますので、並の条例ではなくて自治基本条例に定める、となると、かなりの制度的安定性が得られるということになるかと思えます。続いて「2. 伊賀市にとっての自治基本条例」をご覧ください。では、伊賀市にとって自治基本条例はどういうものなのか、これまでどのように位置付けられてきたのか、これからどのように位置付けていくべきなのか、ということについて、

お話をさせていただきます。今日のお話の表題にもありますが、「自治基本条例（改正）について思うこと」ということですので、あくまで私の私見であるということをお断りさせていただきたいと思います。専門部会でも審議や検討を進めて参りましたが、決して専門部会を代表してご意見させていただいているということではなくて、私は次のように考えています、ということについて、皆さんにお話をさせていただき、是非、意見交換させていただければと思います。2番です。伊賀市にとっての自治基本条例、2004年にこの条例は制定されていますが、その条例制定の背景には、もちろん、20年後、25年後ぐらいの将来を見据えてというような部分があったことは否定しないのですけれども、どちらかと言うと、未来を見据えてというよりは、その直近の過去に起こった国家変動や社会変動に対応させるという観点から自治基本条例制定ということが検討されてきたかなと思います。まず第一には2000年の地方分権改革、これによって国と自治体との関係は対等協力関係になった、伊賀市のことは伊賀市で定める、こういう自己決定が求められるようになったということが挙げられます。また第二に、6市町村の合併によって伊賀市が誕生した、新しい伊賀市のことは新しい伊賀市で決めていくということが、強く求められるようになった、そうした背景の中で補完性の原則の考え方や住民自治の実現の重視ってというようなこと、こうした背景から自治基本条例が制定されたというようなことが、伊賀市自治基本条例の前文に定められていますので、後でご覧いただければと思います。こうして、2000年分権改革ですとか、また2004年の伊賀市の合併、こうしたことを背景として当初の自治基本条例は定められたということですが、続く隣のページの②をご覧ください。じゃ、そうした背景から、この自治基本条例に求められた役割って何だったかって申しますと、2行目のほうからご覧いただければと思いますが、伊賀市における自己決定、そして独自の政策形成の活性化を目指す、それを地方分権改革や市町村合併によって変動した条件に対応する中で図る、これが自治基本条例に求められた役割だったかなというふうに思います。自己決定ですとか、独自の政策形成ということは、決してここから初めて行われるようになったということではなくて、これまでも行われてきたことですが、ただそれを分権改革によって国と自治体との関係が変わった、市町村合併によって自治の単位が変わった、こういう条件を貼り直す中で、自己決定や独自の政策形成の活性化を目指していこう、そうした決意が自治基本条例に込められたかなというふうに思います。そういう意味では、直近の過去に起こった国家変動、社会変動に対応すべく自治基本条例が制定されたということですので、では、分権改革によって何が変わったのかっていうことを再確認したりだとか、あるいは、合併前6市町村ではどのような自治が行われてきたのかということのを改めて再確認しながら、じゃあ、新しい伊賀市でどのような自治を行っていくかということについて、かなり綿密な検討がされて、その結果として自治基本条例が制定されたかなというふうに思います。そういう意味では、この時点では、これがおそらく今後の伊賀市の自治のベストだよ、というようなことが、かなりの程度、確定的に示すことができたかなというふうに思

います。言い方を変えると、レジюмеにも示してありますように、「自治基本条例をみれば伊賀市の自治のすべてがわかる」、このように条例が作られたことにも当時としては一定の意義があったかなというふうに思います。かなり、現在の伊賀市の自治基本条例は、全国の自治基本条例と比べても条文数が多いというふうに言われていますけれども、それもそこにあるように、当時の、これまで過去どのような改革が行われてきたのかということ踏まえて制定された自治基本条例としては、これを見れば、これからこういう自治を伊賀市でやっていくのだと、そのすべてが示されている、そういう条例が作られたことにも一定の意義があったかなというふうに考えております。これに対して、「2) 今般の条例改正」ということですが、当初の自治基本条例の制定が、直近の過去に生じた国家変動、社会変動に対応する、そういう背景から制定されたのに対して、今回の改正は、現在生じつつある、または将来生じる緒変動への対応が求められる中で自治基本条例の改正を検討している、このような背景の違いが一点確認できるかなというふうに思います。これは、見直し方針ですね、改めて皆さんでご確認いただければと思いますが、既に当審議会でもご承認いただいている伊賀市の自治基本条例の見直し方針に掲げられていることをピックアップしています。第一には、今後加速度的に進むというふうに予想されている人口減少、それをくい止めるために地方創生のための様々な取り組みを行っていますが、それがどれだけの成果を上げるのか、果たして人口減少がくい止められるかどうかということについては、見通しが利きにくい状況にあると言えます。生産年齢人口がそうして減っていけば、税収が減少する、公共施設の維持管理が今後求められるようになってくる、そうした中で厳しい財政運営に直面するだろうというふうに考えられていますけれども、それが如何ほどのことなのか、どれくらいの長期スパンで考えなければならないのか、ということについては、やや不確実性が伴うということもできると思います。三番目、地域活動の担い手不足や主体間の連携、ネットワークの不足などについても、コミュニティのあり方に目を向けると、そのようなことが問題になっている。今後コミュニティの統廃合なども含めて考えていく必要もあるのではないかなということも言われています。さらには新型コロナ、これは見直し方針には掲げられていませんけれども、新型コロナウイルスの感染拡大ということが、伊賀市の自治のあり方についても大幅な見直しを迫るものではないかなということについては、既に、先ほどの総合計画の議論でもご指摘のあったところです。なかなか集会が開催しにくくなっているとか、地域に、何か作りますよというときに、説明をするのに入りにくくなっているとか、そういうような状況が生じてきていますので、そうした状況に対応するべく、自治のあり方を考えていくということが求められているのだろうと思います。そこで②ですが、「自治基本条例に今後求められるであろう役割」って何かというと、目指すところは、条例制定したときも、今日に於いても変わりはないだろうというふうに思います。2行目に書いてあるところですが、「伊賀市における自己決定・独自の政策形成の活性化を目指す」、それが自治基本条例だということについては、おそらく変

わりはありませんが、ただ、条件の貼り替え直しが求められているということだろうと思います。1行目に書いてありますが、今、①の「背景」のところでご確認いただいたように、流動的で不確実な諸条件の下で、可變的、柔軟に対応しながら、これからの自治のあり方を追求していく、こういうことが今求められているのだろうと思います。かつてのように、過去の様々な改革を踏まえると、これがこれからの伊賀市の自治のベストだということをはなかなかに行政としても示しにくくなっている。そういう中で、対話を通じて、じゃあ、何がこれからの伊賀市の自治のベストですか、ということについて、追求していくということが必要になっているということだと思います。矢印下に下ったところですが、自治基本条例の形骸化を防止する、現状に即した内容や構成になっているかどうかということを検討する、それが皆様とこれから対話を重ねていくことですが、おそらくこのようなことが重要になってくるのではないかなというふうに思っているのは、次の二点です。まず一点目、そうした流動的で不確実な条件の下で、柔軟に事態に対応していかなければならないということなのだけれども、それでも変わらない伊賀市の自治のあり方ですか、あるいはどの地域であっても普遍的に共通する、そういう自治の基本が、やはりあるのだろうと思います。柔軟に状況に対応していかないといけないというようなことになったとしても、やはりこれだけは大切にしないといけないよねっていうような部分もある。そういうものは簡単には改正ができない自治基本条例にきっちり残して規定していく、こういうことが必要なのだろうと思います。ただ、簡単には改正ができないということになると、逆に言えばそれは制度として安定するという良い面もあるけれども、対応が硬直的になる、なかなか柔軟に可變的に対応できないというようなデメリットもありますので、状況変化に対応した柔軟な見直しをこれから可能にすべき事項とは何かということについて、明らかにしていき、そういうものについては簡単には変えられない基本条例以外の法形式に委ねていく、そういうような整理が必要になってきているかなというふうに思います。その観点から「3. 専門部会における審議」を見ると、大きな方向性としては、今回の見直しによって自治基本条例を本来の目的である理念条例にしていこう、変わることはない、そして、どの地域にも共通する伊賀市の自治の基本、そういうものを理念条例の中で集約していくということがこれからの見直しの大きな視点になるかな、逆に言うと、基本条例以外の法形式に委ねていくべき規定内容って何なのかっていうようなことを精査していくということになると思います。「2) 審議のポイント」については、裏面ですね、既に前回の審議会の資料でもご確認いただいているところですが、左側のページの「2 審議のポイント」をご覧ください。「大きな方向性」としては、今申しましたように、自治基本条例を本来の目的である理念条例にしていこうということにあります。「(1) 基本的人権の視点」、これは、どんな社会になろうと、またどの地域であろうと欠かすことのできない視点だと思いますので、今まで無かったのがおかしいぐらいで、自治基本条例の中にきちっと規定していくということの良いのではないかなと思います。「(2) 自治組織に関する視点」に、かなり専門部

会の検討を時間を割いて行いました。変わるものがない、そしてどの地域にも共通する自治の基本って何かということ、状況変化に上手く対応するために基本条例以外の法形式に委ねていく、そういう部分が何なのかということについて、これから皆さんともご意見交換して参りたいと思います。「(3) 条例の構成」、特に「②スリム化」のところを見てください。伊賀市の憲法を表号する自治基本条例ですので、その体系性を確保していく、その点でこれまでだと他の条例への委ね方についてやや中途半端だった部分、ありますので、そういうものについては見直し・精査をかけていくということは適切な方向だと思います。そして③、新しい事態に対応していく、柔軟に変化していくということですので、新しい視点として新たに盛り込んでいくべきものを今後追加していくことが必要だろうというふうに思います。このような視点で、専門部会においても検討を進められてきたかなというふうに思っておりますし、また皆さんとも対話を進めていきたいなというふうに考えております。以上です。ありがとうございました。

(会長)

何か、質問やご意見等あるか。

(委員)

基本的人権の視点という条文案を見せていただいたが、「部落差別をはじめとする」という文章は必要かどうかという点なのだが、原則変更しないということなので。理想はもちろなくなるのが理想ではあるが、なかなか難しいとは思いますが、ただ、部落差別がなくなれない前提になるのかと、逆に思ってしまうので、あえて、ここの「部落差別」という表記が必要なのか、私は少し気になった。

(会長)

現段階では、条文案としてお示ししているものである。専門部会の意見というものでもなく、行政として、これから皆さんと対話をしていく最初の案として提示があったとご理解いただければと思う。今日のご意見も重要だと思うので、また次回以降も議論の出発点として再確認させていただき、議論を進めていきたいと思う。具体的な意見交換は、次回の審議会以降、本格的にスタートということなので、また皆様から積極的なご発言をいただければと考えている。本日の議題としては全て審議をし終えたので、事務局から「その他」があればお願いしたい。

5. その他

(1) 【第12回伊賀市総合計画審議会】

(事務局)

- ・次回日時決定：3月29日（月）午後2時～
- ・次回事項の確認

(会長)

皆様から全体を通してご意見やご発言等あるか。

(委員)

3月29日からいよいよ全委員による見直しを再度スタートするという事だと思いが、見直しまでの日程的なものをお示しいただきたい。次の3月29日に議論して終わりなのか、どのぐらいの会合で、どのような成案化をしていくのか、資料が手元にないので、もう一度反復していただきたい。

(事務局)

1年後には、必要であれば、条例の改正の手続きができていく状況を目指したいと思っている。今年度は、ゼロベースで自治協にご意見を伺ったりしてきたが、条例の改正は手続きが色々あり、審議会でもご議論いただきたいと思うし、自治協にも何らかの形でもう少し、案ができてきたときにもお示ししながらキャッチボールをしたり、市民にもパブリックコメントなどを通じながら、案に対してのご意見をもらっていきたく思っている。行政組織の支所をどうしていくかなどのお話も大きく関係してくるので、その辺りの取り組み状況なども見ながら、3月29日にはスケジュール的なものも、ある程度お示しできたらと思っている。

(事務局)

少し追加だが、できれば今年の9月議会に議案として改正案を提出したいというのが、今の事務局の思いである。従って、皆さん方の議論を深めていただき、できあがった案について、自治協も含め、住民の皆さん方の意見を頂戴する、そういった作業を含め、目標として9月議会への議案提出を目指している。

(会長)

それまでに何回ぐらいこの審議会で検討の場を持って、というスケジュールが、次回示されるということでよろしいか。

(事務局)

そうである。

(会長)

他にいかがか。よろしいか。では、審議事項全て審議し終えたので、進行を事務局にお返しする。

閉 会

(事務局)

岩崎会長、大変お疲れさまでした。皆様熱心にご議論いただき、本当にありがとうございました。以上をもって、本日の審議会を終了させていただく。ありがとうございました。